

広島県告示第五百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十三年広島県告示第五百三十八号		
所在地	広島県広島市佐伯区五日市二丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
五日市二丁目一〇―一九 （〇六〇六一―一）	急傾斜地の崩壊 の自然発生の原因 種現象る	急傾斜地の崩壊 の自然発生の原因 種現象る	急傾斜地の崩壊 の自然発生の原因 種現象る